

〔東京財団政策研究所 税・社会保障調査会〕 研究会発表資料（2018年7月13日）

働き方改革と税制 ギグエコノミーへの対応

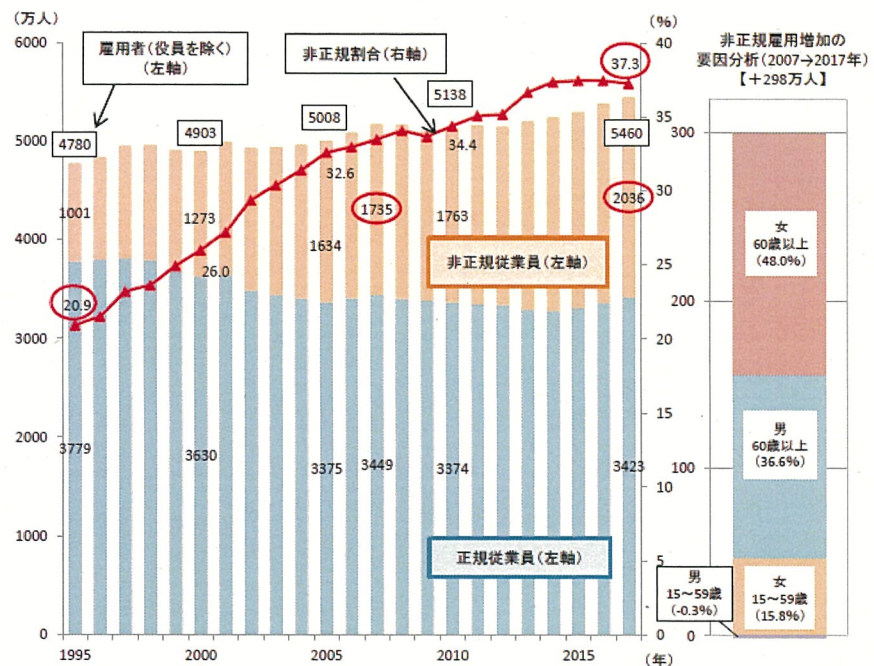
東京財団政策研究所研究主幹

森信 茂樹

経済社会における構造の変化②

正規・非正規雇用者数の推移

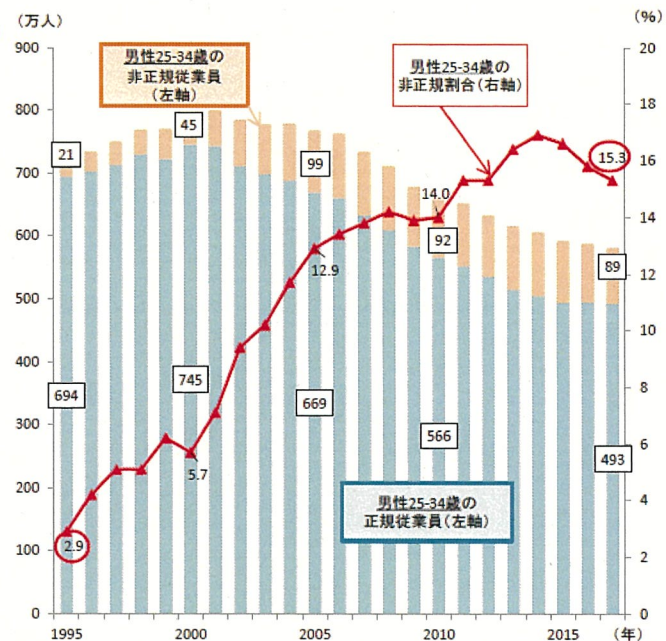
- 雇用者数が増加傾向にある中で、非正規雇用比率は上昇傾向にある。
- 近年の非正規雇用者数の増加のほとんどは、60歳以上の男女と59歳以下の女性。



(出所)左図、右図:2001年以前は「労働力調査特別調査」、2002年以降は「労働力調査(詳細集計)総数」
中央図:「労働力調査(詳細集計)5歳階級」

正規・非正規雇用者数の推移(男性25-34歳)

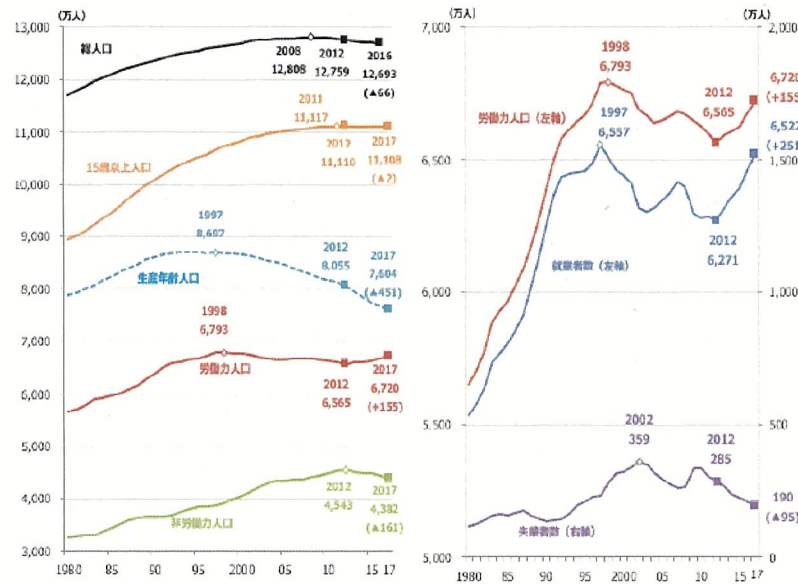
- 若年男性については、人口減もあり減少傾向にある中で、非正規雇用者が概ね増加傾向。



経済社会における構造の変化①

人口動態と労働力人口

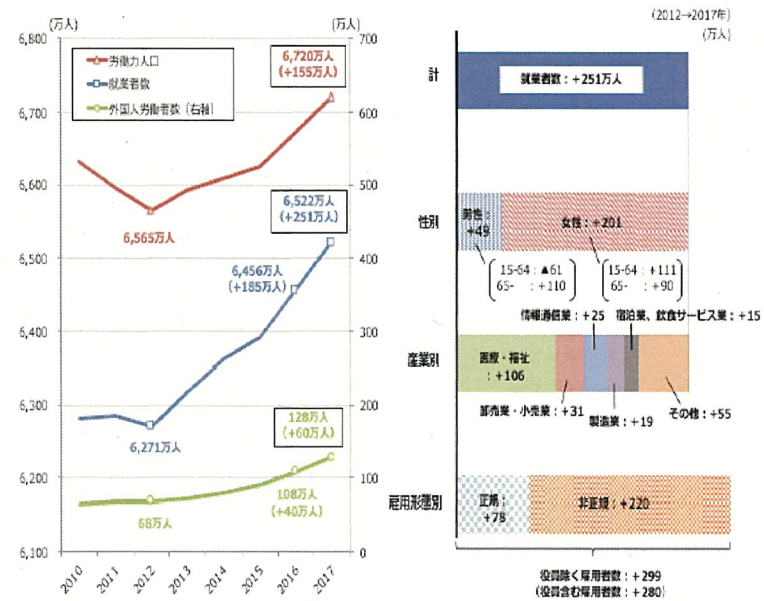
○ 少子高齢化の進展により、生産年齢人口は大きく減少してきているが、働く意思を有する労働力人口は、2012年以降増加している。



※カッコ内は2012年から2017年（総人口は2012年から2016年）の増減数。
 出典：総務省「労働力調査（基本集計、2002年以降の就業者数は詳細集計）」、「人口推計（補間補正人口）」

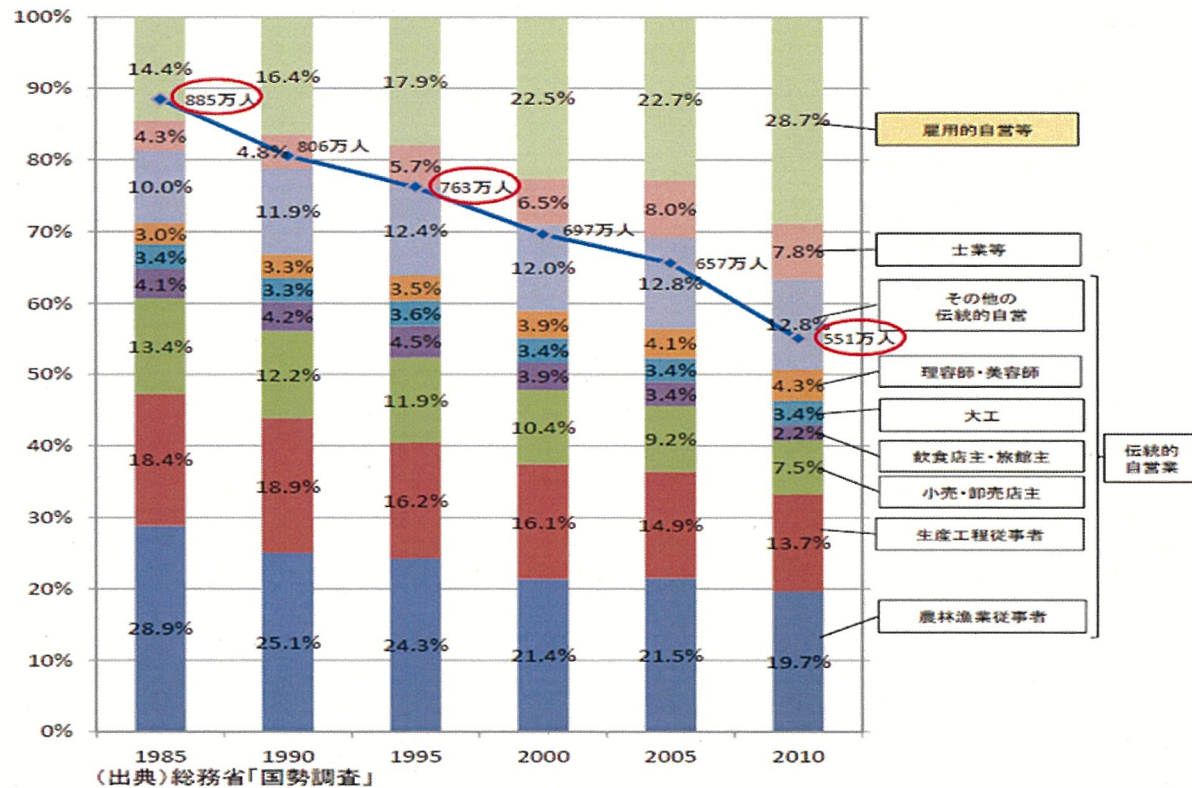
就業者数増加の内訳

○ 女性と高齢者の就業者数が増加している。



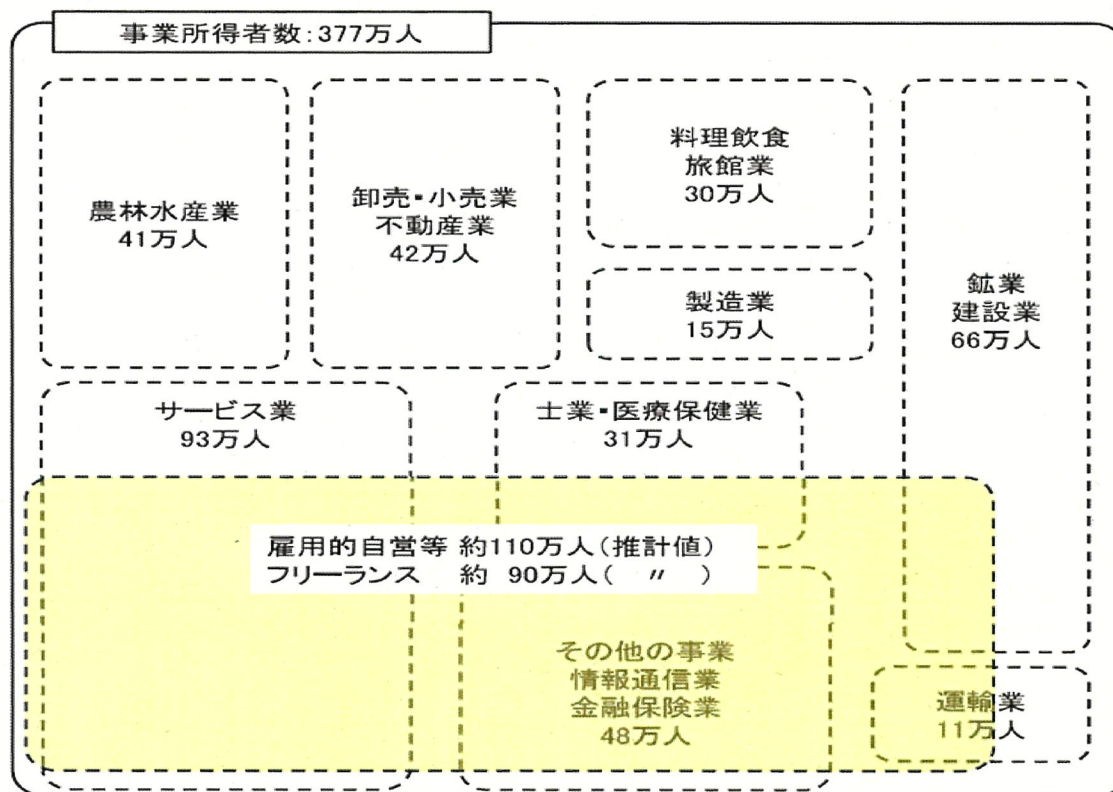
※カッコ内は、2012年からの増加数。
 出典：総務省「労働力調査（労働力人口は基本集計、就業者数は詳細集計）」、「厚生労働省「外国人雇用状況」」
 出典：総務省「労働力調査（詳細集計、産業別は基本集計）」

《職種別自営業者数及び構成比の推移》



財務省資料

事業所得者と「雇用的自営等」等との関係(イメージ)



- 事業所得者数 377万人
 - 税額あり: 162万人
 - 還付: 83万人
 - 税額なし: 132万人
- (出典) 国税庁「国税庁統計年報書(平成25年分)」
- (注1) 「事業所得者」とは、所得税の申告等を行った個人のうち、事業所得の金額が他のいずれの所得の金額よりも大きい人をいう。
- (注2) 「税額」とは、申告納税額をいう。
- 「雇用的自営等」である事業所得者の人数(推計値)
 - 約110万人
- (備考) 「雇用的自営等」とは、建築技術者やSE、保険代理人・外交員など使用従属性(労働者性)の高い自営業主が多く含まれる職種をいう(山田久「働き方の変化と税制・社会保障制度への含意」(平成27年9月3日政府税制調査会資料))。
- (注) 上記の人数は「雇用的自営等」の個人業主数(約158万人)(総務省「国勢調査」)に事業所得者比率(※)を乗じて算出。
- 「フリーランス」である事業所得者の人数(推計値)
 - 約90万人
- (注) リクルートワークス研究所「フリーランス調査」(2015年)における「フリーランス」の人数(約127万人)に事業所得者比率(※)を乗じて算出。
- 「フリーランス」とは、①個人事業主としての収入が主体、②誰も雇用していない、③農林水産業・小売業・飲食業・運送/包装業・土木/建設業以外、④実店舗を保有していない、という条件を満たす18歳以上の男女とされている。
- (※) 事業所得者比率とは、自営業主数(551万人)に占める事業所得者数(377万人)の割合(68.4%)をいう。

就労形態等ごとの社会保障制度・税制の適用関係(イメージ)

内閣府資料

	正規雇用労働者 (大企業役員・従業員)	正規雇用労働者 (中小企業役員・従業員)	非正規雇用労働者	自営業主 (雇用的自営等)	自営業主 (伝統的自営業、士業等)	専業主婦 (正規雇用労働者の 無就業配偶者)
公的医療保険	健康保険組合・協会けんぽ		国民健康保険		健康保険組合・協会けんぽ	
公的年金	基礎年金		基礎年金		基礎年金	
雇用保険	厚生年金		(注)			
雇用保険	雇用保険					
勤労性所得 に対する課税	給与所得課税			事業所得課税		

(凡例) 社会保障制度については、事業主提出、本人提出の別に応じて以下のとおり色分けしている。ただし、雇用保険のうち労災保険部分は全額事業主負担であることに留意。

事業主提出・本人提出(折半)	本人提出	本人提出なし
----------------	------	--------

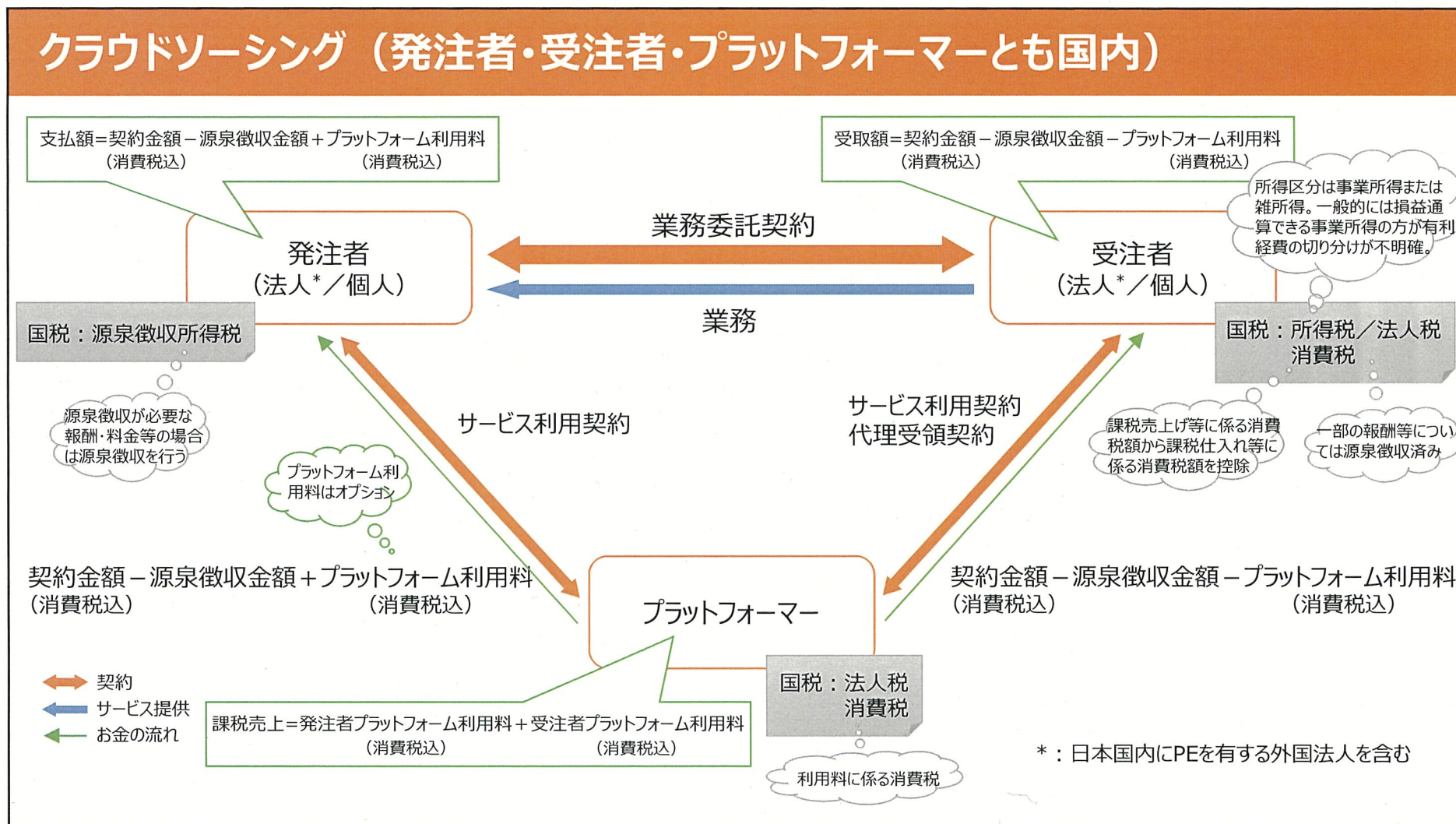
(注) 週所定労働時間が正規雇用労働者の4分の3(週30時間)以上の場合、被用者保険(医療:健康保険組合・協会けんぽ、年金:厚生年金)の被保険者となる。また、2分の1(週20時間)以上で、31日以上雇用見込みがある場合、雇用保険の被保険者となる。

所得税の区分

- 給与所得は、源泉徴収、年末調整、給与所得控除という経費の概算控除がセットとなっており、年末調整の結果多くの給与所得者は税務署に申告をすることが不要とされている。
- 事業所得は、経費の概算控除、源泉徴収制度はなく、自ら申告をする義務を負い、予定納税制度が導入されている。ただし、税理士、弁護士、司法書士などに支払う報酬に対しては、源泉徴収制度が導入されている。
- 事業所得と雑所得の区分。事業所得は、給与所得など他の所得との損益通算や、青色申告を要件に損失の繰越控除ができるが、雑所得であれば、他の所得との損益通算や損失の繰越控除はできないので、この区分も重要となる。

シェアリングサービスの課税関係

			法人税	所得税	消費税
プラットフォーム	法人	居住者	● 課税	——	● 課税
		非居住者	● 不課税	——	● 課税 ● リバースチャージ方式または事業者申告納税方式により納付（役務の性質等による）
提供者	法人	居住者	● 課税	——	● 課税 ● プラットフォームが外国法人の場合にはリバースチャージ方式で納付する場合もある（役務の性質等による）
		非居住者	● 不課税	——	● 役務の提供を国内で行った場合、および電気通信役務の提供に該当する場合は課税対象 ● 国外事業者申告納税方式により納付
	個人	居住者	——	● 所得の性格により、事業所得、雑所得、譲渡所得に区分（事業所得であれば必要経費が認められる） ● 生活に通常必要な物品の売買は非課税 ● 源泉徴収される場合もある	● 生活に通常必要な物品の売買は不課税、それ以外の対価を得て行う資産の譲渡、役務の提供等は課税対象 ● 課税売上高が1,000万円以下の場合には納税免除
		非居住者	——	● 役務の提供を国内で行った場合は所得税の対象 ● 源泉徴収される場合もある	● 電気通信役務の提供に該当する場合および役務の提供を国内で行った場合は課税対象
購入者	法人	居住者	● 経費参入可能	● 購入するサービスが、源泉徴収が必要な役務の場合には源泉徴収を行う	● 課税（仕入控除の対象）
		非居住者	——	——	● 購入するサービスの提供を国内で受ける場合は課税対象（納税義務なし）
	個人	居住者	——	——	● 課税（納税義務なし）
		非居住者	——	——	● 購入するサービスの提供を国内で受ける場合は課税対象（納税義務なし）



家内労働者の特例の拡充

- 租税特別措置法第27条（**家内労働者等の事算所得等の所得計算の特例**）
- 家内労働法第二条第二項に規定する家内労働者に該当する個人、外交員その他これらに類する者として政令で定める個人が事業所得又は雑所得を有する場合において、その年分の事業所得の金額の計算上必要経費に算入すべき金額及び雑所得の金額の計算上必要経費に算入すべき金額の合計額が六十五万円（当該個人が給与所得を有する場合にあつては、六十五万円から・・・給与所得控除額を控除した残額・・・）に満たないときは、その年分の事業所得の金額の計算上必要経費に算入する金額又は雑所得の金額の計算上必要経費に算入する金額は・・・六十五万円を政令で定めるところにより事業所得に係る金額と雑所得に係る金額とに区分した場合の当該区分したそれぞれの金額とする。

家内労働者等の事業所得・雑所得（公的年金以外）の必要経費の合計額が65万円に満たないときは、65万円を必要経費として控除できる。

先進諸国の情報入手

フランス	フランスでは、インターネット上で様々な取引の仲介等を行う事業者が、当該取引の当事者の収入等に係る情報を税務当局に報告する法定調書が2020年から導入される予定。 フランスでは、2014年に、インターネット取引を通じて稼得された所得に係る課税漏れの増加等に対応する観点から、調査対象者が特定されていない段階でも、税務当局が第三者に対し一定の条件を指定し、該当する取引情報等の提供を要請することが可能とされた。
イギリス	イギリスでは、税務当局が不特定の納税者に係る情報提供要請を行う仕組みについて、2013年・2016年の法改正により、一定の条件の下で、情報提供要請の対象となる第三者の範囲が、様々な取引の仲介等を行う事業者等に拡大された。
ドイツ	ドイツでも、判例に基づき税務当局が不特定の納税者に係る情報提供要請を行うことが可能であったが、2017年の法改正により、こうした権限が法律上明文化された。
エストニア	2017年から、ウーバーが運転手の同意の下で、その運転手の収入情報を国税庁に提供し、国税庁が記入済み申告書に反映する仕組みを導入。
スウェーデン	ウーバーを含めたすべてのタクシー業界について、各運転手が民間の報告センターに運転情報を報告し、国税庁は報告センターに情報の提供を求めることができる。
米国	銀行やクレジットカード等の支払決済会社のほか、ペイパル等の第三者決済代行業者に対し、売上等の決済情報を税務当局に報告する法定調書が存在している。インターネット取引の拡大等を踏まえその提出範囲の拡大も提案されている。 また、法律に違反した可能性があるとするに足る合理的な根拠が存在する場合などには、ジョン・ドゥ・サモンズ（不特定者に対する行政召喚状）という司法的手段による資料提出が可能。

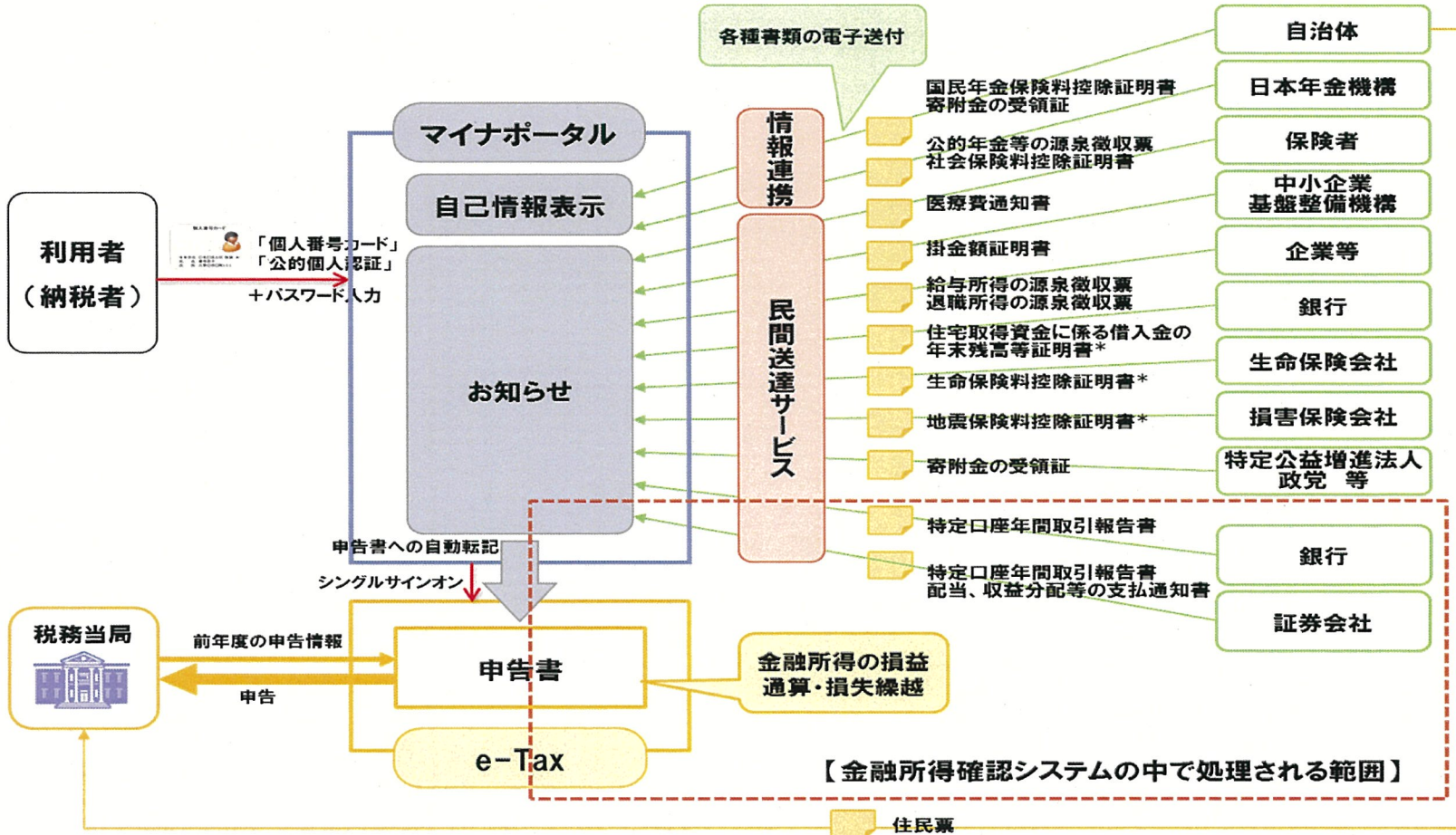
政府税制調査会資料を筆者加工

政府税制調査会による海外調査報告（平成29年6月19日）（概要）

国名 (所得税制度)	ICTの活用を含めた 納税者利便の向上等に向けた取組(例)	新しい経済への対応を含めた 制度の信頼性向上に向けた取組(例)
エストニア (総合課税)	<ul style="list-style-type: none"> ● 記入済申告書 ● 原則、スマホ等で申告が可能 	<ul style="list-style-type: none"> ● 事業者は、付加価値税申告書(毎月)に、合計1,000ユーロ(12万円)以上の取引相手方に係るインボイス情報を記載(課税当局においてマッチング)。
スウェーデン (分離課税)	<ul style="list-style-type: none"> ● 記入済申告書 ● 原則、スマホ等で申告が可能 	<ul style="list-style-type: none"> ● 現金取引を行う事業者は、政府が認証したレジを使用(改ざん不可能、課税当局のみ読取り可能)。
韓国 (分離課税)	<ul style="list-style-type: none"> ● 年末調整手続の簡素化 控除対象データは控除関係機関から国税庁の税務手続支援システムに集約され、従業員・雇用主が控除申告書をダウンロード可能。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 控除対象データのほか、インボイス、クレジットカード利用情報、ストック情報、支払調書が課税当局に集約(課税当局においてマッチング)。
アメリカ (総合課税(利子)・ 段階的課税(配当・CG)) (※)	<ul style="list-style-type: none"> ● 確定申告ビジネス(申告代行業)が発達 ● 原則、スマホ等で申告が可能(民間の申告代行業が作成するアプリを利用) 	<ul style="list-style-type: none"> ● 多様な法定調書を具備(ビットコイン取引、600ドル(6.5万円)以上の役務提供等、約250の取引に情報報告義務(日本は60))。 ● 「新しい経済」への対応として、近年、ビットコイン取引所に顧客情報の提供を求めた例あり。
カナダ (総合課税)	<ul style="list-style-type: none"> ● 記入済申告書(未記入事項が比較的多い) ● 原則、スマホ等で申告が可能 	<ul style="list-style-type: none"> ● 「新しい経済」への対応として、近年、インターネットオークションの運営会社に利用者情報の提供を求めた例あり。
フランス (総合課税)	<ul style="list-style-type: none"> ● 記入済申告書(未記入事項が比較的多い) ● 原則、スマホ等で申告が可能 	<ul style="list-style-type: none"> ● インターネットを利用した課税逃れ等に対応するため、課税当局への情報提供の対象範囲を見直し。 ● シェアリングエコノミーのプラットフォーム事業者が、利用者間の取引情報を課税当局に報告する仕組みを導入(2020年～)。
イギリス (段階的課税) (※)	<ul style="list-style-type: none"> ● 年末調整制度のリアルタイム化 雇用主が、従業員への毎月の給与支払毎に税額を調整した上で、源泉徴収を実施。 ● 原則、スマホ等で申告が可能 	<ul style="list-style-type: none"> ● 納税者と課税当局のコミュニケーション緊密化の一環として、2020年以降、個人事業主や法人が、四半期に一度、財務会計情報を課税当局に報告。 ● 国際的な課税逃れ等に対応するため、課税当局への情報提供の対象範囲を見直し。

(注) 記入済申告書: 雇用者等から集まった情報を課税当局が予め申告書に記入し、納税者に提供することで、納税者の税務申告を支援するサービス。
 ※アメリカの段階的課税は、給与所得、配当所得及び長期キャピタルゲインの順に各所得を一旦合算した総額に応じて、また、イギリスの段階的課税は、給与所得等、利子所得、配当所得、譲渡所得の順に各所得を一旦合算した総額に応じて、各所得に係る税率フラットがそれぞれ決まるため、勤労所得等の額が、金融所得に係る税率に影響するという点では、総合課税に近い構造を有する。

日本型記入済み申告制度のイメージ



*生命保険料控除証明書、地震保険料控除証明書、住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書は、当面は年末調整の対象